

# 強化選手規程

## (目的)

第1条 本規程は、一般社団法人日本パラダンススポーツ協会（Japan Para Dance Sport Association）（以下「JPDSA」という。）が国際レベルの選手を育成する為に強化選手を認定する基準と、認定された強化選手の受益及び義務を定めることを目的とする。

## (選手強化事業)

第2条 第1条の目的達成のため JPDSA、は次の事業を企画実行する。

- 1 講習会
- 2 強化合宿、強化練習、海外研修、海外遠征
- 3 科学的トレーニングの実施及び応用
- 4 強化部規程第2条に掲げる事業

## (礼節)

第3条 強化選手は礼節を尊重し社会的規範を守り、全選手の模範とならなければならない。

## (強化選手の受益)

第4条 強化選手は第2条に記載する JPDSA が行う選手強化関連事業等への参加などの利益を受けることができる。

## (強化選手の選考基準)

第5条 強化選手は、毎年認定する。

原則として国際レベルに達する将来性のある者を認定することとし、下記の基準を目安に強化部が選考し、理事会にて承認を受けた者。

- (1) 国際競技会に選手として参加意思ある者
- (2) JPDSA の登録選手であること。尚、他団体への登録は妨げない。
- (3) IPC CLASSIFICATION により SPORTS CLASS を附与され得る者
- (4) JPDSA が行う強化事業に積極的に参加し実践する意思のある者
- (5) JPDSA の各エリア・支部より推薦を受けた者
- (6) JPDSA 選手会より推薦を受けた者
- (7) 前年度までの競技会で上位組の内、強化部が推薦する者

(準強化選手の選考基準)

第6条 準強化選手は、前条に推薦されたにもかかわらず、強化選手とならなかった者の内、国際的なレベルであると認められ、更に向上が期待される者を理事会が認定する。詳細は別途定める。

(認定)

第7条 強化部は、第5条、及び第6条を基準として強化選手、準強化選手を審査のうえ認定し、理事会の承認を得なければならない。

(認定取り消し)

第8条 強化部は、強化選手、準強化選手が本規定第3条及び第9条に反した場合は認定を取り消すことが出来る。

2 選手は、JPDSAを退会した時点で、強化選手認定を取り消される。

3 認定を取り消す場合は理事会の承認を得なければならない。

(強化選手等の義務)

第9条 強化選手、準強化選手（以下「強化選手等」という。）として認定を受けた者は、以下の義務を負わなければならない。

1 本規程第2条の選手強化事業に、指定された回数参加すること。尚、やむを得ない理由で参加できない場合は、その旨を文書をもってJPDSAに通知しその対応を相談すること。

2 その他当連盟事業のうち指定されたものについて参加し、パラダンススポーツの普及、発展に寄与すること。

3 日本アンチ・ドーピング規程を遵守すること。

(運用のために必要な細則)

第10条 本規程の運用のために必要な細則は、別途理事会が定める。

附則

1 本規程は、令和3年7月1日から施行する